

議案第 4 4 号

岡山県倉敷市立高等学校学則の改正について

岡山県倉敷市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 8 月 1 7 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

岡山県倉敷市立高等学校学則の一部を改正する規則

岡山県倉敷市立高等学校学則（昭和 4 5 年倉敷市教育委員会規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「ただし」の次に「、岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 1 条関係）

学校名	課程	学科	生徒定員				
			1 年	2 年	3 年	4 年	計
岡山県倉敷市立 精思高等学校	定時制	普通科	8 0	8 0	8 0	8 0	3 2 0
		商業科		4 0	4 0	4 0	1 2 0
岡山県倉敷市立 精思高等学校霞 丘校	定時制	普通科（単 位制）	7 0				7 0
		商業科（単 位制）	3 5				3 5
岡山県倉敷市立 工業高等学校	定時制	機械科	8 0	8 0	8 0	8 0	3 2 0
		電気科	4 0	4 0	4 0	4 0	1 6 0
岡山県倉敷市立 倉敷翔南高等学 校	定時制	総合学科（ 単位制）	4 0 0				4 0 0
岡山県倉敷市立 玉島高等学校	定時制	普通科			8 0		8 0
		商業科（単 位制）			8 0		8 0

岡山県倉敷市立 真備陵南高等学校	定時制	普通科（単位制）	280	280
---------------------	-----	----------	-----	-----

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

岡山県倉敷市立精思高等学校において、商業科の生徒募集を停止したこと、新設される岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校の課程、学科及び生徒定員を設定したこと並びに岡山県倉敷市立玉島高等学校において、生徒募集を停止したことに伴い規定を整備するため、規則を改正するものである。

岡山県倉敷市立高等学校学則（昭和45年倉敷市教育委員会規則第27号）新旧対照表

新								旧							
(修業年限)								(修業年限)							
第2条 修業年限は4年以上とする。ただし、 <u>岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校</u> 、岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校及び岡山県倉敷市立真備陵南高等学校については、3年以上とし、岡山県倉敷市立玉島高等学校については、3年とする。								第2条 修業年限は4年以上とする。ただし、 <u>岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校及び岡山県倉敷市立真備陵南高等学校</u> については、3年以上とし、岡山県倉敷市立玉島高等学校については、3年とする。							
別表（第1条関係）								別表（第1条関係）							
学校名	課程	学科	生徒定員					学校名	課程	学科	生徒定員				
			1年	2年	3年	4年	計				1年	2年	3年	4年	計
岡山県倉敷市立精思高等学校	定時制	普通科	80	80	80	80	320	岡山県倉敷市立精思高等学校	定時制	普通科	80	80	80	80	320
		商業科		40	40	40	120			商業科	40	40	40	40	160
<u>岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校</u>	定時制	<u>普通科</u> <u>(単位制)</u>	70				70	岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校	定時制	機械科	80	80	80	80	320
		<u>商業科</u> <u>(単位制)</u>	35				35			電気科	40	40	40	40	160
岡山県倉敷市立工業高等学校	定時制	機械科	80	80	80	80	320	岡山県倉敷市立玉島高等学校	定時制	普通科		80	80		160
		電気科	40	40	40	40	160			商業科 (単位制)		160			160
岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校	定時制	総合学科 (単位制)	400				400	岡山県倉敷市立真備陵南高等学校	定時制	普通科 (単位制)	280				280
岡山県倉敷市立玉島高等学校	定時制	普通科			80		80								
		商業科			80		80								

		(単位 制)					
岡山県倉敷市立 真備陵南高等学 校	定時制	普通科 (単位 制)	280			280	